

三次市教育委員会議案第 57 号

三次市奥田元宋・小由女美術館の組織に関する規則案を次のように提出する。

平成 21 年 3 月 18 日

三次市教育委員会委員長 児 玉 一 基

三次市奥田元宋・小由女美術館の組織に関する規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、奥田元宋・小由女美術館（以下「美術館」という。）の組織に関して必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 美術館に事務局を置く。

2 事務局は、三次市東酒屋町 453 番地 6 に置く。

3 美術館業務を実施するため、次の部門を置く。

(1) 総務部門

(2) 学芸部門

4 事務局は、総務部門を兼務する。

（職員）

第 3 条 美術館に次に掲げる職員を置く。

(1) 館長 1 人

(2) 副館長 1 人

(3) 事務局長 1 人

(4) 事務職員 若干人

(5) 学芸職員 若干人

(任期)

第4条 館長及び副館長の任期は1年とし、教育委員会が任命する。

(事務分掌)

第5条 館長等の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 館長

美術館の運営管理全般の統括に関すること。

(2) 副館長

ア 館長を補佐し、美術館の事業運営の企画及び推進に関すること。

イ 学芸部門の企画及び実施に関すること。

(3) 事務局長

館長又は副館長の指示による、総務及び学芸部門の事業運営に関すること。

(4) 総務部門

ア 人事、給与、予算及び決算事務に関すること。

イ 入館料その他歳入事務及び現金出納に関すること。

ウ 歳出予算の執行管理に関すること。

エ サポートメンバーに関すること。

オ ボランティアに関すること。

カ 施設の使用調整に関すること。

キ ライブラリー及びショップ運営に関すること。

ク レストランとの調整に関すること。

ケ 美術館の宣伝、広報及び観光券契約等に関すること。

コ 他部門に属さない事務に関すること。

(5) 学芸部門

ア 美術品の調査研究及び収集に関すること。

イ 所蔵美術品等の管理に関すること。

ウ 企画展の開催に関すること。

エ 常設展の展示計画に関すること。

オ 学校との連携事業に関すること。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか，美術館の組織について必要な事項は，教育長が定める。

附 則

この規則は，平成21年4月1日から施行する。